

# 公的統計における行政記録情報活用の現状と課題

---

**MRI** 三菱総合研究所

2021/7/29

スマート・リージョン本部

主任研究員 勝本 卓

## ① 公的統計における行政記録情報活用の現状

1. 公的統計の役割、行政記録情報活用の意義
2. 行政記録情報活用の取組状況
3. 官民の統計コスト
4. 統計コストの偏在性

## ② 海外での行政記録情報活用の先進事例

1. アメリカの例
2. イギリスの例
3. 諸外国における活用状況との比較

## ③ 行政記録情報を活用するまでの諸課題と解決策

1. 行政記録情報の活用可能性のある統計例
2. 行政記録情報活用の効果と限界
3. 行政記録情報活用に向けた課題(例)
4. 解決の方向性(例)

# ①公的統計における行政記録情報活用の現状

---

# 1.公的統計の役割、行政記録情報活用の意義

- 公的統計の役割
  - 「証拠に基づく政策立案」(Evidence-Based Policy Making)を支える基礎であり、行政における政策評価、学術研究及び産業創造に積極的な貢献を果たす
- 行政記録情報の活用
  - 近年の統計調査環境の変化への対処、統計精度の維持・向上、報告者の負担軽減や統計作成の簡素・効率化にとって極めて有効(第Ⅰ期公的統計基本計画)

## 2. 行政記録情報活用の取組状況

### ● 第Ⅰ期公的統計基本計画

- ・行政記録情報等の活用検討を原則化(代替措置として統計機関の費用負担・要望に応じて保有機関が集計・統計作成)。
- ・経済センサス及び事業所母集団データベース整備への雇用保険情報等の利用開始。

### ● 第Ⅱ期公的統計基本計画

- ・事業所母集団データベースにおける法人番号利用開始。
- ・業務統計の公表促進。
- ・公的統計におけるマイナンバー利用の可能性を検討。

### ● 第Ⅲ期公的統計基本計画

- ・今後3年間(令和2～4年度)で行政記録等を集中的に洗い出し、5年以内に可能な限り実装。
- ・報告者の同意を得て行政記録情報を調査票への記入に代えるなど統計の作成に活用することなどに関する個別具体的な方策を検討。
- ・賃金動向等の把握のための所得に関する税情報活用について研究。

### 3. 官民の統計コスト

- 第Ⅲ期公的統計基本計画では、業務の効率化や報告者負担の軽減、統計の利活用推進の観点から、官民の統計コストを3年間(平成30～令和2年度)で2割削減。
- 報告者コストについては、調査の廃止、調査周期の見直し、報告者数の削減、経済統計の集約及びそれに伴う調査設計の見直し、記入項目数の削減などの取組。

	平成29年度の 統計コスト	削減目標 <sup>(注1)</sup>
作成者・実施者 <sup>(注2)</sup>	3,100万 時間	▲ 7%
報告者	4,700万 時間	▲ 25%
ユーザー	2,200万 時間	▲ 30%
合 計	1億 時間	▲ 20%

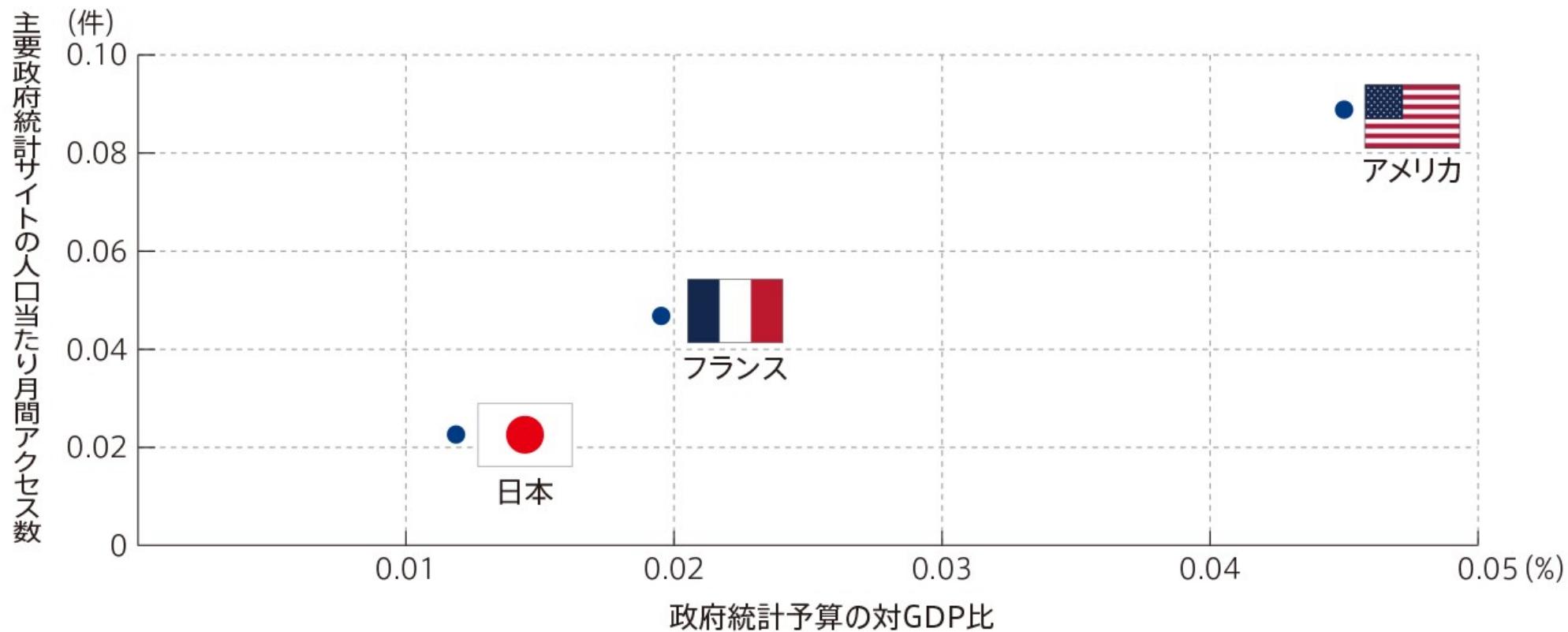
(注1)各府省の統計コスト削減計画を踏まえ、総務省において、削減目標達成に向けた削減率を目安として示したもの。

(注2)統計の作成者・統計調査の実施者の統計コストには、地方公共団体の作業時間が含まれるが、削減目標の設定に際しては、地方公共団体の業務効率化分を勘案していない。

①公的統計における行政記録情報活用の現状

### 3. 官民の統計コスト

- (参考)政府統計予算と利活用度の国際比較



注) 統計予算のGDP比は各国統計局の資料などを基に算出。月間アクセス数は各 governments' statistical websites from SimilarWeb.

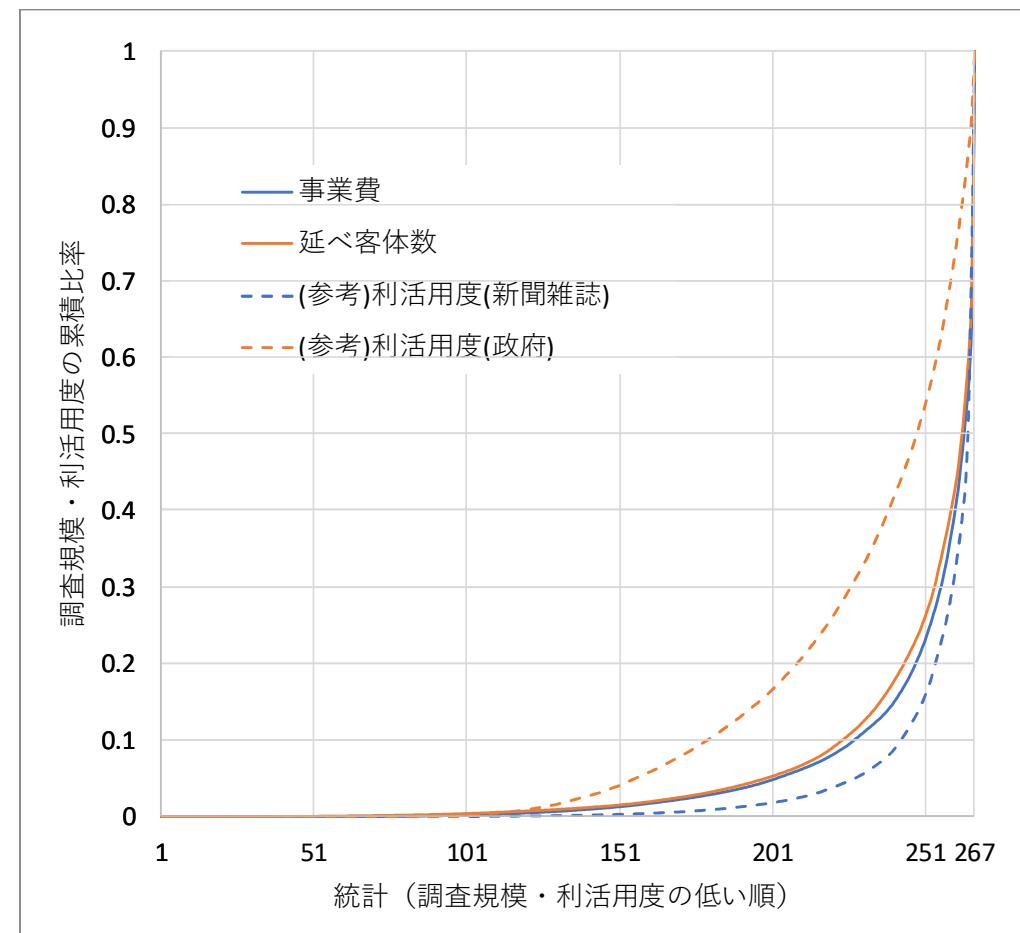
出所: 三菱総合研究所

## 4. 統計コストの偏在性

- 政府統計調査のうち事業費や延べ客体数でみた上位1割の調査で、全体の8割超。
- 他方、利活用度も、例えば新聞雑誌での引用件数みた上位1割の調査で、全体の約9割。

### <事業費の大きい企業・事業所調査>

- 経済センサス
- 農林業センサス
- 毎月勤労統計調査
- 作物統計調査
- 商業統計調査
- 工業統計調査
- サービス産業動向調査
- エネルギー消費統計調査
- 農業経営統計調査
- 法人土地・建物基本調査
- 商業動態統計調査
- 中小企業実態基本調査
- 経済産業省生産動態統計調査
- 特定サービス産業実態調査
- 漁業センサス
- 介護事業実態調査
- 自動車輸送統計調査



出典 政府統計の利活用状況及び民間における統計の作成状況に関する調査研究 報告書(2018.3)

## 4. 統計コストの偏在性

### ● (参考)企業活動に関する産業横断的な統計調査の例

統計名	経済センサス [基]	法人企業統計 [基]	個人企業経済 調査[基]	企業活動基本 調査[基]	中小企業活動 実態基本調査 [般]	民間企業投 資・除却調査[ 般]	法人土地・建 物基本調査[ 基]
経営組織	○	—	—	—	—	—	○
資本金	○	—	—	—	○	—	○
設立時期	(○)	—	(○)	—	○	—	—
親会社・子会社	○	—	—	○	—	—	—
営業日数	—	—	(○)	—	—	—	—
従業者数	○	○	(○)	○	○	—	○ <sup>注1</sup>
売上	○	○	(○)	○	○	—	—
業種	○	○	(○)	○	○	—	○
費用	○	○	(○)	○	○	—	—
資産・負債	○	○	(○)	○	○	—	○ <sup>注2</sup>
設備投資等	○	○	(○)	○	○	○	○ <sup>注3</sup>
調査実施機関	総務省 経済産業省	財務省	総務省	経済産業省	経済産業省	内閣府	国土交通省
周期	5年	年・季	年・季	年	年	年	5年
対象	法人・個人企業	法人企業	個人企業	法人企業	法人・個人企業	法人企業	法人
標本サイズ	全数	4.2万	0.4万	3.8万	11万	3万	49万
対象期間・期日	暦年優先	決算	暦年	決算	決算	年度優先	暦年末
消費税の取扱い	込み優先	決算	込み	決算	込み優先	決算	—
電子商取引	○	—	—	—	○	—	—
備考	企業活動に関する 基幹的統計	法人企業の活動 に関する基幹的統 計	個人企業の活動 に関する基幹的統 計	大手企業の活動 に関する基幹的統 計	中小企業の活動 に関する基幹的統 計	設備投資に関する 統計	資産(土地・建物) に関する統計

[基]基幹統計調査、[般]一般統計調査 ○内訳も調査 ()事業所単位 注1 階級を選択する方式 注2 面積を把握し、資産額は別途推定する単価を乗じて推計 注3 所有する土地・建物について取得時期・建築時期を調査

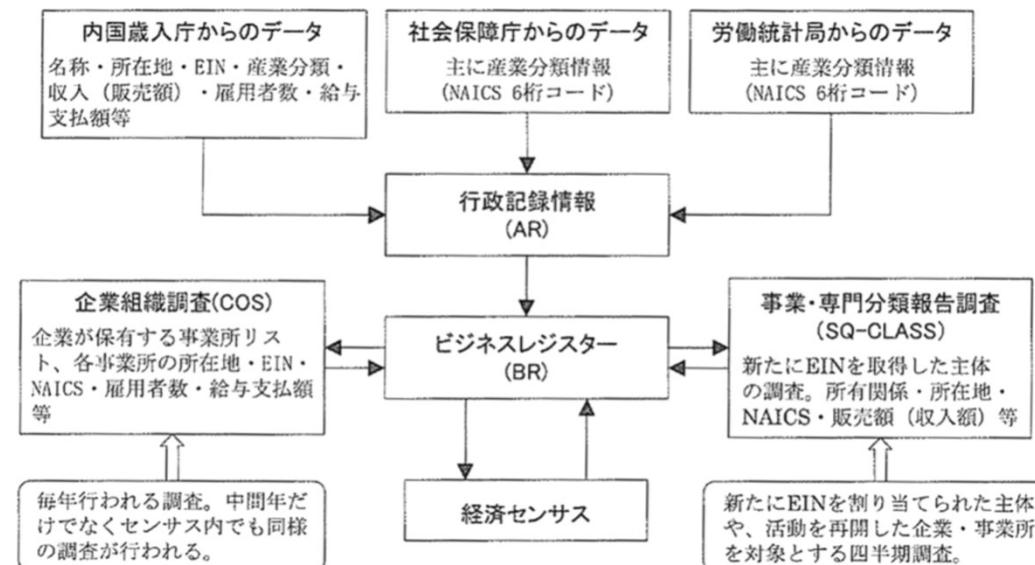
## ②海外での行政記録情報活用の先進事例

---

## ②海外での行政記録情報活用の先進事例

# 1.アメリカの例

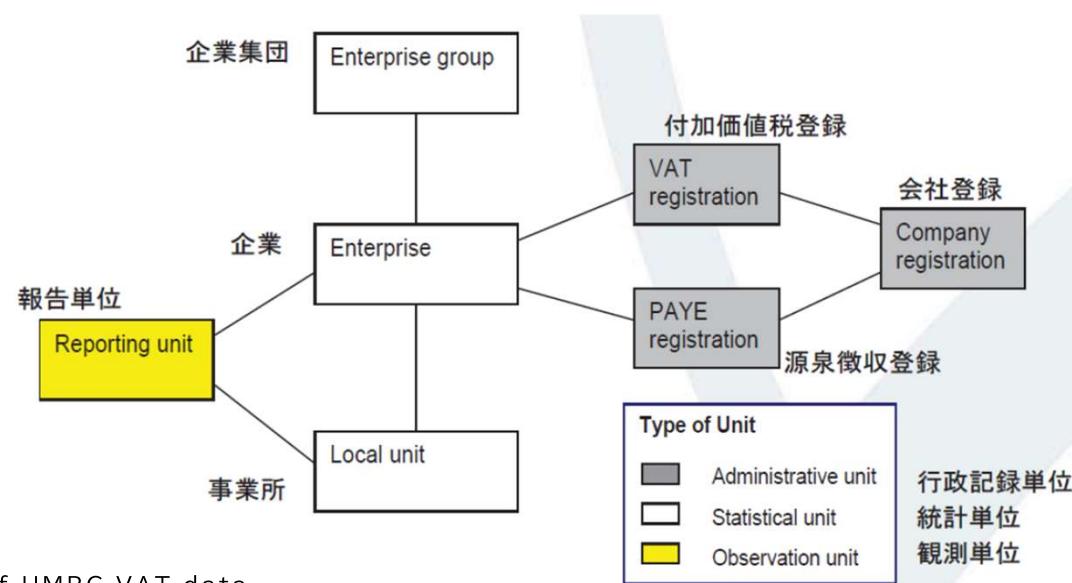
- アメリカでは、「源泉徴収」「所得税」「雇用保険」等を母集団情報(ビジネスレジスター)の整備に活用するとともに、経済センサスにおいて小規模企業について行政記録情報を活用して調査事項を代替している。
- 源泉徴収情報など、これらの行政記録情報が必ずしも法人単位ないし事業所単位で統一された情報となっていないため、企業組織調査(Company Organization Survey; COS)により企業組織構造を把握したうえで、ビジネスレジスターが整備されている。



出典：菅・宮川（2008）「アメリカ経済センサス研究」

## 2.イギリスの例

- イギリスでは、「源泉徴収」情報を活用するとともに、「付加価値税」情報により、複数事業を有する大企業かどうか企業の特性を把握し、ビジネスレジスターを整備。
- このビジネスレジスターは、我が国の経済センサスや経済構造実態調査のモデルともいえるビジネスサーベイ(Annual Business Survey; ABS)の母集団情報を提供。
- ビジネスレジスター整備にあたっての企業組織構造の把握は、プロファイリングとビジネスレジスター・雇用調査(Business Register and Employment Survey; BRES)により実施。



出典：イギリス国家統計局Exploitation of HMRC VAT data

### 3.諸外国における活用状況との比較

- 我が国では、商業・法人登記、雇用保険情報等の母集団情報整備への活用が実現したが、多くが、各産業における業の許認可情報の活用にとどまっている。
- 諸外国では分野横断的に活用できる税・社会保障データ、登記データ等が母集団情報整備の他、調査事項の代替にも活用されている。

	代表的な行政記録情報	諸外国における活用例及び我が国における活用状況
売上・費用、資産・負債に関する情報	有価証券報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員数、売上高、総費用、資本金等を事業所母集団データベースに収録したうえで、法人企業統計における審査等に活用。</li> </ul>
	法人税・所得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アメリカ、カナダ、イギリスにおいてビジネスレジスター整備や基幹的経済統計の調査事項代替に活用。</li> <li>● 我が国においては業務統計の作成のみ。</li> </ul>
雇用に関する情報	雇用保険・年金保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アメリカにおいてビジネスレジスター整備に活用。</li> <li>● 我が国でも平成24年経済センサス-活動調査より母集団情報整備に活用。</li> </ul>
	源泉徴収情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アメリカ、カナダ、イギリスにおいてビジネスレジスター整備に活用。</li> <li>● 我が国においては業務統計の作成のみ。</li> </ul>
開業、廃業等に関する情報	商業・法人登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フランス等においてビジネスレジスター整備に活用。</li> <li>● 我が国でも平成21年経済センサス-基礎調査より母集団情報整備に活用。</li> </ul>
	消費税	<ul style="list-style-type: none"> <li>● カナダ、イギリスにおいてビジネスレジスター整備に活用。</li> <li>● 我が国においては業務統計の作成のみ。</li> </ul>
その他の情報	固定資産課税台帳・不動産登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ノルウェーにおいて国勢調査の所在地母集団情報として不動産登記情報を活用。</li> <li>● 法人土地基本調査において固定資産課税台帳情報の活用が検討されたが、活用に至っていない。</li> </ul>

## ③行政記録情報を活用する上での諸課題と解決策

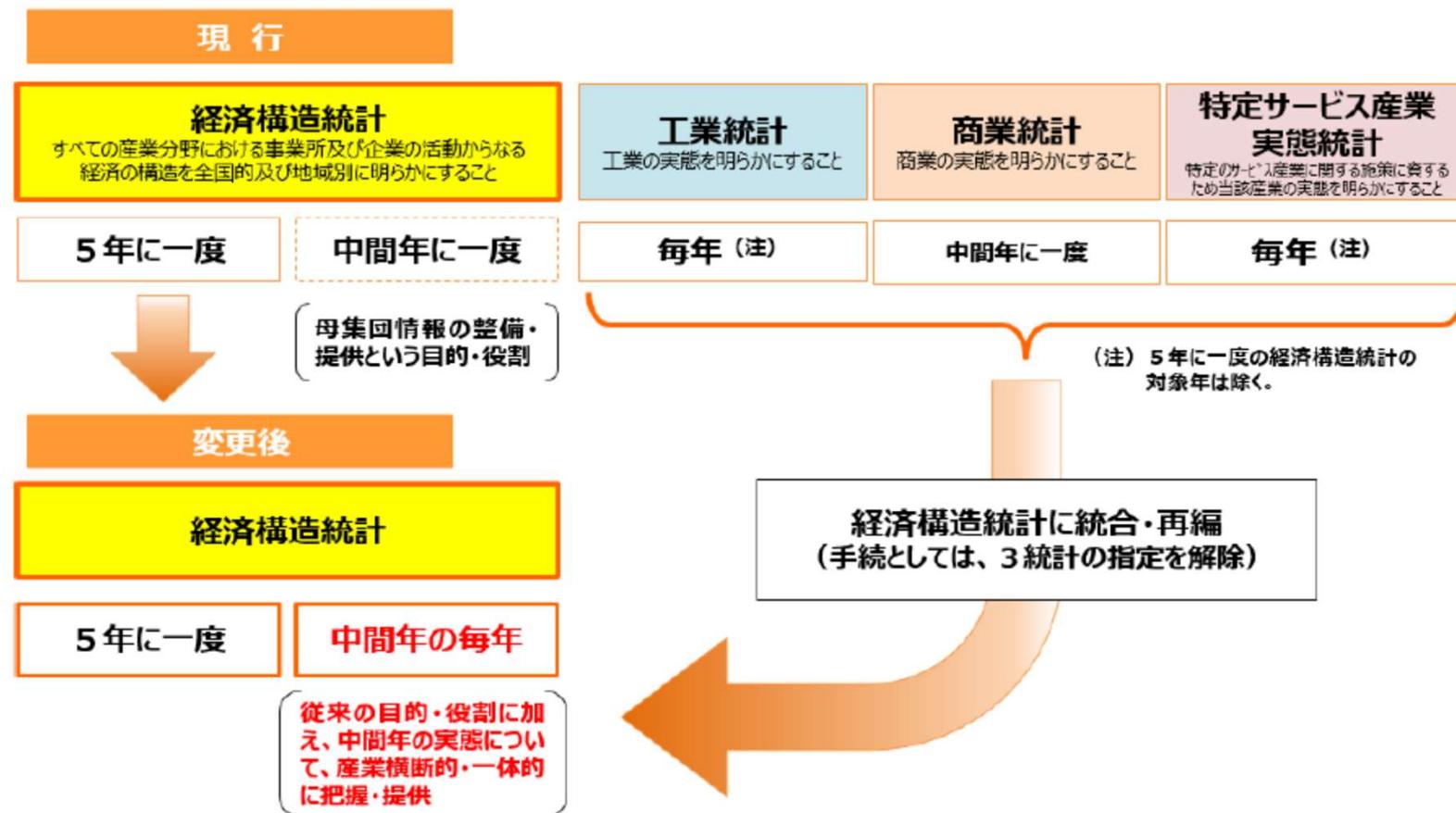
---

③行政記録情報を活用する上での諸課題と解決策

# 1. 活用可能性のある統計例①経済センサス

## ● 経済センサスの概要

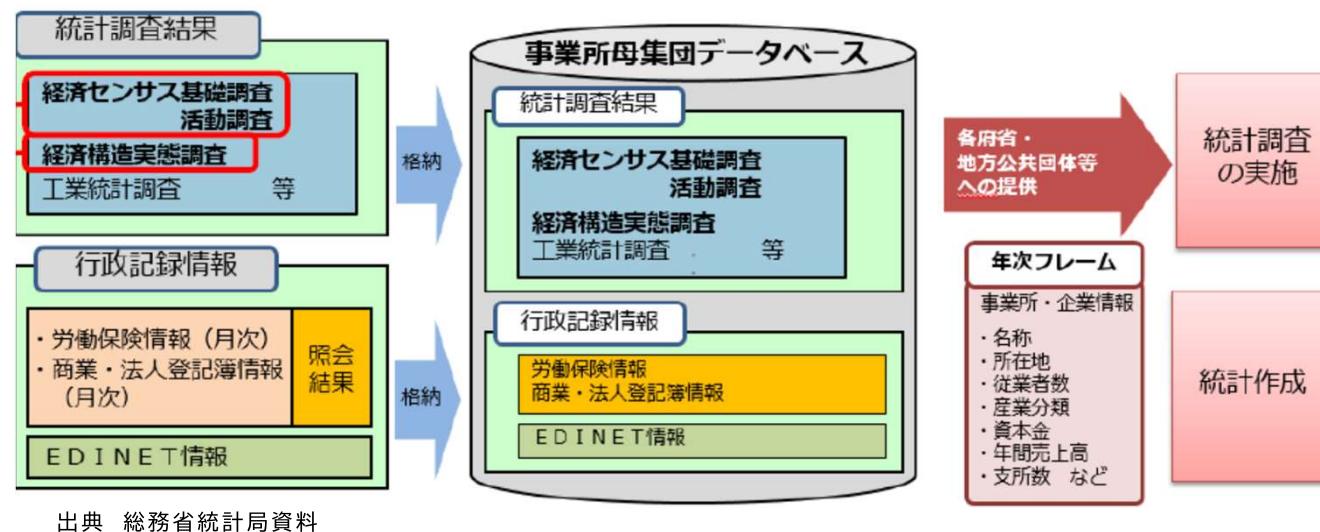
- 経済センサス(5年)及び令和元年創設の経済構造実態調査(年次)を軸に再編



出典 統計委員会 請問第113号の答申 中間年における経済構造統計の整備について

# 1. 活用可能性のある統計例①経済センサス

- 事業所母集団データベース(ビジネスレジスター)の充実
  - 従来の労働保険、商業・法人登記、EDINET情報に加え、建設業許可事業者名簿、法人番号公表サイト情報を追加(→法人企業統計との母集団名簿とのかい離を分析)。



- プロファイリング活動の開始
  - 企業毎に専任の担当者を配置し、主要な経済統計調査において調査の実施、回答のサポート、企業の合併・分割等に伴う名簿情報のメンテナンス・ビジネスレジスターへの反映を実施。
  - 対象は、報告負担が大きく経済統計への影響度が高い企業等(全企業売上高の約50%)。

## 1. 活用可能性のある統計例① 経済センサス

### ● 税務情報による調査事項の代替の可能性

- アメリカ経済センサスでは、小規模企業について税務情報を活用して売上等の調査事項を代替。わが国でも同様の代替の可能性。
  - 法人の所得金額などを課税標準として課される法人税についてみてみると、多数の申告様式のひとつである「法人事業概況説明書」(法人税法施行規則第35条第4号)の売上、費用、資産・負債は、経済センサス等でも調査する事項。

## 経済センサス-活動調査調査票の様式(売上・費用関連部分)

## 法人事業概況説明書の様式 (売上・費用関連部分)

# 1. 活用可能性のある統計例①経済センサス

## ● 税務情報による調査事項の代替の可能性(続き)

- 法人税を含む国税情報には、国税通則法において守秘義務が課される。統計への活用が守秘義務の範囲内として認められることが必要。
  - ・ なお、「適用額明細書」部分は、租税特別措置等に関する政策評価に資することを目的とした統計調査(適用額実態調査)と位置付けられており、政策評価機関への提供も含め、租特透明化法において規定されることで、守秘義務の問題を解消。

## ● 業務統計の拡充の可能性

- 行政記録情報を活用した事業所母集団データベース情報を集計することで企業・事業所数の推移を明らかにする統計(レジスター統計)について集計方法が検討中。
- 他方、法人税申告情報についても、業務統計(国税庁統計年報、会社標本調査)の他に、オーダーメード集計の検討が行われている。
  - ・ 地域、業種、所得金額に関する概念上の相違、秘匿箇所の頻発が課題。

# 1. 活用可能性のある統計例②土地基本調査

## ● 土地基本調査の概要

- 土地基本調査は、法人・世帯を対象として土地の所有・利用状況を把握する土地基本調査(5年周期)と、売買状況を把握する土地保有・動態調査(年次)で構成。

	法人	個人
所有	<p><b>法人土地・建物基本調査 (5年周期)</b> 法人(49万)を標本抽出し、所有する土地を区画等ごとに面積、利用現況等を記入させる</p>	<p><b>世帯土地統計 (住宅・土地統計調査、5年周期)</b> 世帯(50万)を標本抽出し、所有する土地を区画等ごとに面積、利用現況等を記入させる</p>
売買	<p><b>土地保有・動態調査(年次)</b> 不動産登記情報をもとに売買があった土地を抽出し、売買理由等を調査(4万法人、1万個人)</p>	

## ● 土地保有・動態調査における不動産登記情報活用

- 令和元年の再編にあたり、法務省・不動産登記情報から売買による移転登記があった土地情報の提供を受け、登記情報では得られない売買理由等のみを調査し、登記情報も活用して集計・統計を作成。

# 1. 活用可能性のある統計例②土地基本調査

## ● 土地基本調査における不動産登記情報活用の可能性

- 法務省・不動産登記情報から全土地情報の提供を受けられれば、土地基本調査についても、登記情報では得られない利用状況のみに調査事項を削減するとともに、標本サンプルの見直し、無回答・誤記入の回避による精度向上などが期待。
  - 法人土地・建物基本調査は、過去に固定資産課税台帳情報の活用を検討。固定資産課税台帳には守秘義務があるため、調査において報告者の同意を取得したうえで、各自治体から固定資産課税台帳情報を収集する事務が必要。これらの調査事務が実務的に困難であり活用を断念。
  - 不動産登記情報には、個別法で規定された守秘義務はない。ただし、国土交通省は、地価公示法第12条の2の規定「(土地鑑定)委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。」にもとづいて提供を受けており、その実現までに一定の期間を要している。

# 1.活用可能性のある統計例②土地基本調査

## ● 土地基本調査における不動産登記情報活用の可能性(続き)

## 登記事項証明書様式(土地)

樣式例・1

## 法人土地・建物基本調査調査票の様式(宅地など部分)

様式例・1

表題部 (土地の表示)		調査 [全・白]	不動産番号 0000000000000000
地図番号 [全・白]	境界特定 [全・白]		
所 在 特別区南都町一丁目	[全・白]		
① 地 番 101番	② 地 目 宅地	③ 地 積 面積 300.00	原因及びその日付〔登記の日付〕 不詳 〔平成20年10月14日〕
所 有 者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野 太郎			
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号 1	登記の目的 所有権保存	受付年月日・受付番号 平成20年10月15日 第637号	権利者その他の事項 所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野 太郎
2	所有権移転	平成20年10月27日 第718号	原団 平成20年10月26日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務 五郎
権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号 1	登記の目的 抵当権設定	受付年月日・受付番号 平成20年11月12日 第807号	権利者その他の事項 原団 平成20年11月6日金銭消費貸借契約 金額 金4,000万円 利子 年2・6・0% (年365日割計算) 割合 年1・4・5% (年365日割計算) 債務者 特別区北都町三丁目3番3号 法務 五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同保証 日銀(内)第2340号

共同担保目録			
記号及び番号 (a)第2340号	調査		平成20年11月12日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	特別区南都町一丁目 101番の土地	1	[全・白]
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号 1 01番の建物	1	[全・白]

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成21年3月27日  
関東地政局特別出張所

登記官

法務八郎

\* 下線のあるものは抹消手続であることを示す。

整理番号 D23992 (1/1)

1/1

## 2. 行政記録活用の効果と限界

### ① 行政記録活用の効果

- 報告者負担軽減
  - 行政記録情報活用の意義にも示されるとおり。官民あわせて1億時間とされる統計コストについて、行政記録情報活用による削減効果の定量化が望まれる。
- 精度向上
  - 母集団整備、審査における活用による精度向上が期待。ただし、後述の限界も踏まえ試行を通じた検証が必要。
- 公表の早期化
  - 調査票の配布・回収・データ化の時間が不要となる。更新頻度の高い行政記録情報の活用により、公表の早期化にも期待。

## 2. 行政記録活用の効果と限界

### ② 行政記録活用の限界

データベース化の状況に関する活用上の限界	
概念、定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の概念が、源泉徴収、雇用保険、統計それぞれに一致しない。</li> <li>従業者数は、雇用保険は雇用主を含まず、源泉徴収は無給のものを含まない。</li> <li>勘定科目は、所得税申告決算書と経済センサス-活動調査(個人経営)は一致するが、法人税の法人事業概況説明書では経済センサス-活動調査(法人)の勘定科目のすべてを代替できるわけではない。</li> <li>対象期間について、行政記録情報及び統計調査によって暦年、年度、決算期等多様。</li> </ul>
漏れ、誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、申告所得税においては納税がない場合、原則として申告義務はない、雇用保険については未加入事業者が存在する、不動産登記には所有権移転登記等の義務はない、等の点で漏れが発生する。</li> <li>税務情報は、税額の算定過程に用いる事項について、統計作成時点における記載誤り等の補正が必要。</li> </ul>
データベース化されている項目、期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、法人税については、OCR化されていない紙様式も現存しており、必ずしもデータベース化されているわけではない。</li> <li>一定期間経過後に消去される情報がある。</li> </ul>
連携用符号	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人番号は、事業所母集団DBで利用開始済み。</li> <li>個人、個人企業、事業所については現在利用できる見込みのある連携用符号がない。</li> </ul>
守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務情報については、守秘義務による提供上の制約がある。</li> <li>守秘義務がないものであっても、この活用の構想から実現までに期間を要しているものもある。</li> </ul>

### 3. 行政記録情報活用に向けた課題(例)

#### ① 行政記録情報提供上の制約

- 統計調査部局／行政記録保有部局双方においてインセンティブが働きにくい側面。平成30年の統計法改正において責務規定。
- 第Ⅲ期基本計画でも示されるとおり、“報告者の同意を得て行政記録情報を調査票への記入に代える方法”も検討が必要。

#### ② 連携用符号(マイナンバー等)

- 個人企業や事業所のID(連携用符号)の整備が求められる。
- 個人番号については、国勢調査等の統計調査への活用が、デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)でも言及。

#### ③ 統計活用を通じた行政記録情報の活用

- 行政記録情報の活用は、最終的にはEBPM推進が目的。従来の集計結果としての統計作成だけでなく、集計前段階のデータベースを直接利用へのニーズも。統計法に基づく二次利用の枠組みについて検討が必要。

## 4. 解決の方向性(例)

### ① 企業会計ソフト等とのAPI連携

- “報告者の同意を得て行政記録情報を調査票への記入に代える方法”について、統計調査において同意をすれば、API連携により企業会計ソフト等から行政申告情報を統計調査期間に提出できる仕組みを構築することなどが考えられるのではないか。

### ② ベース・レジストリ整備との連携

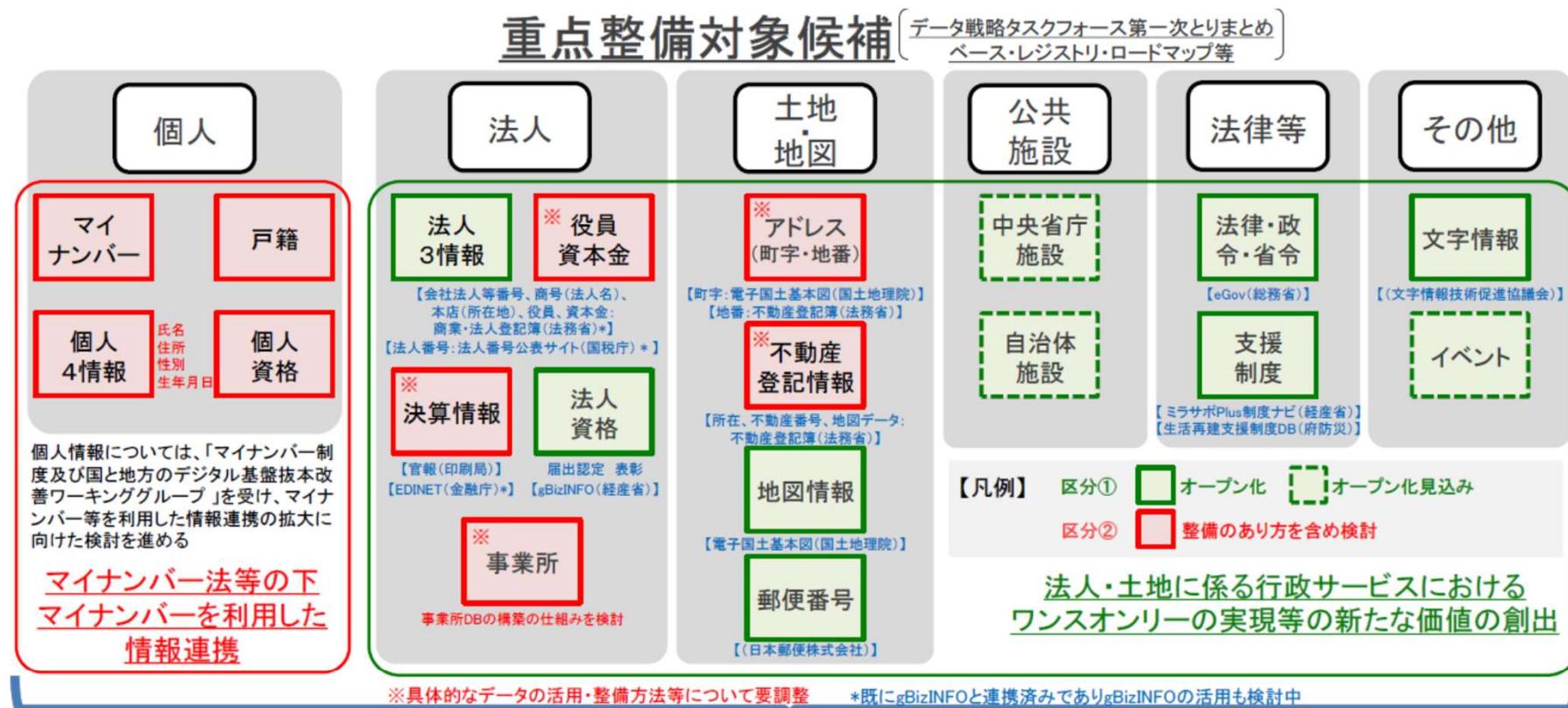
- ベース・レジストリとは、「公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データ」であり、正確性や最新性が確保された社会の基幹となるデータベース。デジタルガバメント実行計画に前後してロードマップが示され、デジタル庁が主導し構築することとなっている。
- 事業所IDの整備、決算情報(税務情報)、不動産登記情報の活用については、このベース・レジストリの整備と連携して進めていくことが重要ではないか。

### ③ 公的統計の役割の再検討

- 例えば、行政記録情報を活用した統計が、ミクロデータも含め、行政記録情報の提供窓口の役割を担うこととも考えられるのではないか。

③行政記録情報を活用する上での諸課題と解決策

## (参考)ベース・レジストリ整備全体概要



### ベース・レジストリ指定(案)

(注)行政機関などで登録され広く社会に使われる情報

#### ■ベース・レジストリ<sup>(注)</sup>の指定に際しては、以下の区分により指定を行った

区分①: 即効性の観点から、早期にベース・レジストリとしての利活用を実現するものとして指定するデータ

区分②: 今後ベース・レジストリとして整備のあり方を含め検討するものとして指定するデータ

⇒区分②については、マスターデータベースが不在、共通キーの不在、台帳間連携にあたって技術的、制度的課題が存在していることから、まずは目指すべき姿から検討

未来を問い合わせ、変革を先駆ける

**MRI** 三菱総合研究所